

## 三重県立学校で発生したいじめの重大事態に関する調査報告書（概要版）

三重県教育委員会

### 1 本件事案の概要

本件は、県立特別支援学校高等部2年男子生徒が、校舎内の個室洋式トイレの便座に座っている様子をスマートフォンで動画撮影され、その動画がInstagramに投稿された事案（以下「当該事案」）である。令和7年1月8日、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号および第2号に規定するいじめの重大事態と認定され、いじめ重大事態に係る調査委員会（以下「当委員会」）が設置された。

### 2 当委員会の構成

弁護士（白山雄一郎）、公認心理師（仲律子）、対象生徒学校校長及び教頭、関係生徒学校校長及び教頭

### 3 当委員会の活動状況

#### （1）委員会の開催

令和7年3月19日から令和7年11月4日までの間、合計5回

#### （2）調査の方法

弁護士及び公認心理師が、以下の者から対面により聴き取りを行った。

- ・ 対象生徒及び保護者
- ・ 関係生徒
- ・ 県教育委員会事務局職員及び県教育委員会事務局（元）職員
- ・ 関係生徒学校校長及び職員
- ・ 対象生徒学校校長、教頭及び職員

### 4 基礎情報（いずれも当委員会が設置された令和6年度当時）

#### （1）対象生徒

三重県立特別支援学校（X校）2年（以下「C」）

#### （2）関係生徒

三重県立高等学校（Y校）1年（以下「A」）、2年（以下「B」）

#### （3）校舎について

Y校にX校が併設され、校舎は物理的な区切りはない。

### 5 当該事案の端緒

令和6年10月11日午後2時頃、X校は、Instagram上に、Cがトイレの個室で座っている姿を、第三者が正面から撮影した動画（以下「本件動画」）が投稿されていると報告を受け、当該事案を把握した。

同日午後3時頃、X校は、Y校と情報共有し、Y校において、本件動画の背後の声は、Y校に在籍するA及びBであると特定した。

### 6 当該事案の事実認定

令和6年10月10日午後2時頃（5限目の授業中）、Bは、校舎3階の男子トイレにおいて、少なくとも1回、Cが入る個室トイレのドアを蹴った。個室トイレのドアが開き、個室トイレ内にいるCの姿を見て、Aが本件動画を撮影した。Bは本件動画が撮影されている状況を楽しんでいた。

同月11日午後2時頃までに、Aは、本件動画をInstagramに投稿した。

### 7 当該事案の評価

個室トイレ内にいるところ、ドアを蹴られること、便器に座っている姿を動画撮影されること、動画を投稿されることは、心身の苦痛を感じさせるものであることは言うまでもない。

直接の撮影行為を行わず、その場で一緒に楽しむ行為も、状況をエスカレートさせる行動であり、心身の苦痛を感じさせる行動である。

C及びA、Bについては、異なる学校に在籍しているものの、同じ校舎を共有していることから、一定の人的関係を有するとみることが相当である。当該事案は、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」に該当する。

このような動画を投稿することは、不特定多数の人物が閲覧・複製できる状態となり拡散し、半永久的に残り続け、回復困難な重大な被害を生じさせかねない行動である。

## 8 当該事案発生に関する課題

### (1) 両校の特殊性に配慮した学校組織体制の欠如

学校組織は両校独立しており、想定される両校にまたがるいじめを含めた様々なトラブルを予見し回避するための十分な体制が整えられているとは言い難い。

トイレを含む共有スペースの使用上の留意点を情報共有できれば、当該事案が発生する可能性を低下させることができたと考えられる。

### (2) 情報モラル教育、ネットリテラシー教育の不十分

Y校において情報モラルやネットリテラシーに関する教育は毎年行われているが、生徒たちの理解は十分ではないと思われる。

## 9 当該事案発生後の学校対応の課題

### ○ Cが不登校となった要因について

当該事案発生後の両校の初動対応の結果、Cの父母の両校に対する不信、両校の対応への不安、安心してCを学校に行かせられないという思いから不登校に至っている。その後も状況改善ができず、不登校の長期化を招いたものと言わざるを得ない。

### ○ 対象生徒側に配慮した姿勢の欠如

X校は、本件動画の投稿を把握した当日のうちに、本件動画をCの父母に見せなかったため、事態の深刻さが伝わらなかった。その後も、状況説明を求めるCの父母に対し、十分な情報を提供できないまま、Cの父母は両校に対する不信感を募らせた。

Y校が、A及びBの特性、課題などから、新たなトラブルが発生する危険性を考慮し、謝罪の場を設けることに慎重に対応することは、直ちに誤りとは評価できない。ただし、C側には、謝罪の場を設けることが難しい理由とともに、Y校はどのように対応しているのか等の情報提供を、両校連携のもと丁寧に行う必要があった。

X校は、保管していた本件動画について、個人情報として理由にCの父母に提供せず数ヶ月を経過し、その後、本件動画を削除したと公表したが、削除するという判断について、Cの父母に事前に説明がなかったことは、C側のX校に対する信頼を更に低下させる行動となった。削除していない動画を削除したと虚偽の情報を伝えたことも、誠実さに欠けた行為であった。

### ○ 組織的対応の欠如

X校の校長ら管理職と担任ら教員との情報共有、連携が不十分であった。

両校間の連携、情報共有も不十分であった。当初から、それぞれの学校の生徒のことはそれぞれの学校が対応するという前提のもとで対応した結果、対象生徒側への対応と関係生徒側への対応とが分断され、有機的な連携ができていなかった。

### ○ 当該事案の特殊性と県教委による介入のタイミング

県教委が、早期に介入し、両学校の調整、指導に着手できていれば、事態が長期化することを防げる可能性もあった。

## 10 再発防止へ向けての提言

### (1) 教育の観点

#### ○ インクルーシブ教育の更なる充実

X校とY校は、両校組織、両校教職員間の連携、相互理解、多様性の尊重を深め、両校に即したインクルーシブ教育の充実のための諸施策の実施を進めるべきである。

両校において、校舎利用のルールを協力的に話し合う体制の構築が必要である。

○ **情報モラル教育の充実とルールの徹底**

学校における子どもの発達段階に応じた指導のより一層の充実に加え、各家庭においても共通認識のもと教育・話し合いをしっかりと行う必要がある。

(2) **学校組織の観点**

両校にまたがるいじめ事案対処のため、両校合同のいじめ対策組織の設置を検討すべきである。

当該事案発生のような緊急時には、両校で一貫した組織対応を目指す必要がある。県教委も、調整・進言するなどリーダーシップを発揮する必要がある。

(3) **性的動画及び静止画が存在する事案対応の徹底**

学校は、動画や静止画などのデータを削除するまでに、被害者側に情報提供し意向確認を行い、データ提供などの機会を設けるための努力を尽くす必要がある。

(4) **犯罪にも該当する「いじめ」対応、被害者支援**

犯罪に該当するケースについては、学校は適切に警察に相談、情報提供を行い、適時適切に被害者支援を行う必要がある。

当該事案のような犯罪にも該当するケースについては、警察が対応すると同時に、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」としての検討も進める必要がある。「犯罪」は警察案件で、「いじめ」は学校案件であるという判別で、学校としてのいじめの初動対応が漏れてしまうことが無いようにすべきである。